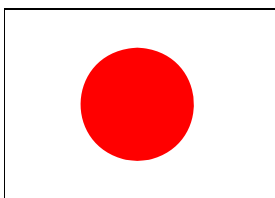




日シンガポール経済連携協定 改正原産地規則の概要



平成19年12月 (平成23年7月一部改訂)

財務省関税局業務課

原産地規則に係る改正の概要－①

日シンガポール経済連携協定

協定本体

第14条 関税の撤廃

譲許表

附属書 I A (旧附属書 I)

附属書 I B
(2008年1月1日に関税の撤廃
又は引下げを開始)

日シンガポール経済連携協定における原産地規則

第3章 原産地規則

【第22条－第34条】

附属書 II A 品目別規則

附属書 II B
原産地証明の必要記載事項

協定本体及び旧附属書 I の改正は、改正議定書(2007年9月2日に発効)により実施済

附属書 II A 及び II B の改正は、外交上の公文の交換(2007年11月27日)を通じて行い、**2008年1月1日に発効**

原産地規則に係る改正の概要－②

今回の改正のポイント

	改正前	改正後
品目別規則	一部の品目については、策定されず	全品目に対して策定
僅少の非原産材料 (協定第25条)	協定第25条に規定する「特定の割合」について、具体的な指定なし。	「特定の割合」を附属書Ⅱ A 第1節3. において具体的に指定

更に、①観賞魚、②「カヤジャム」、③アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール対象品目に関し、原産地証明書に記載すべき事項が新たに追加されたことから、それらを附属書Ⅱ Bに規定。

附属書Ⅱ A 一品目別規則の具体例

第3904. 10号の物品に係る品目別規則

関税分類変更基準

① 他の項の材料からの変更、

付加価値基準

② 原産資格割合が40%以上であること（関税分類の変更を必要としない。）又は、

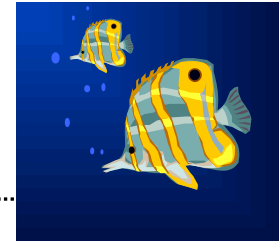
加工工程基準

③ 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（関税分類の変更を必要としない。）。

* 第3904. 10号の物品に係る品目別規則においては、これら3つの基準が併記されているが、これらの3つの基準の間に優先関係はなく、いずれか一つを満たしていれば良いというものであり、**三者は全く同格**である。

附属書Ⅱ A 一品目別規則の具体例

第0301.10号(観賞魚)の一部に係るルール



第0301.10号のうち、「こい及び金魚」以外のもの：

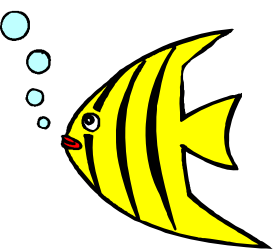
第0301.10号の産品(その他の産品)への他の類の材料からの変更又は、産品が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、かつ、締約国において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること(第0301.10号の産品(その他の産品)への関税分類の変更を必要としない。)

注釈 第0301.10号の適用上、「稚魚」とは、ふ化又は誕生から3箇月を超える期間が経過していない産品をいう。

具体的に読み替えてみると・・・

産品(=例えば、熱帯魚)が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(=例えば、マレーシア)において生まれ、又はふ化し、かつ、締約国(=例えば、シンガポール)において、当該第三国(=マレーシア)から稚魚(=ふ化又は誕生から3箇月以下のもの)の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること(この生育は、この例で言えばシンガポールで行われる)

原産地証明書の品名欄には、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」と記載される。



附属書Ⅱ A 一品目別規則の具体例

「カヤジャム」(2106.90-281の一部)に係るルール

第2106.90号のうち、砂糖(重量の50%以上)、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書Ⅱ Bの4欄に「P」を掲げたもの :

第2106.90号の産品(砂糖(重量の50%以上)、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書Ⅱ Bの4欄に「P」を掲げたもの)への他の類の材料からの変更(第17類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが産品の輸入締約国において完全に精製される場合に限る。)

具体的に読み替えてみると・・・

本品(=カヤジャム)への他の類の材料からの変更(第17類の非原産材料(=例えば、非原産の砂糖)を使用する場合には、当該非原産材料(=非原産の砂糖)のそれぞれが産品(=カヤジャム)の輸入締約国(=例えば、日本)において完全に精製される場合に限る。)



読替え文の読み方 :

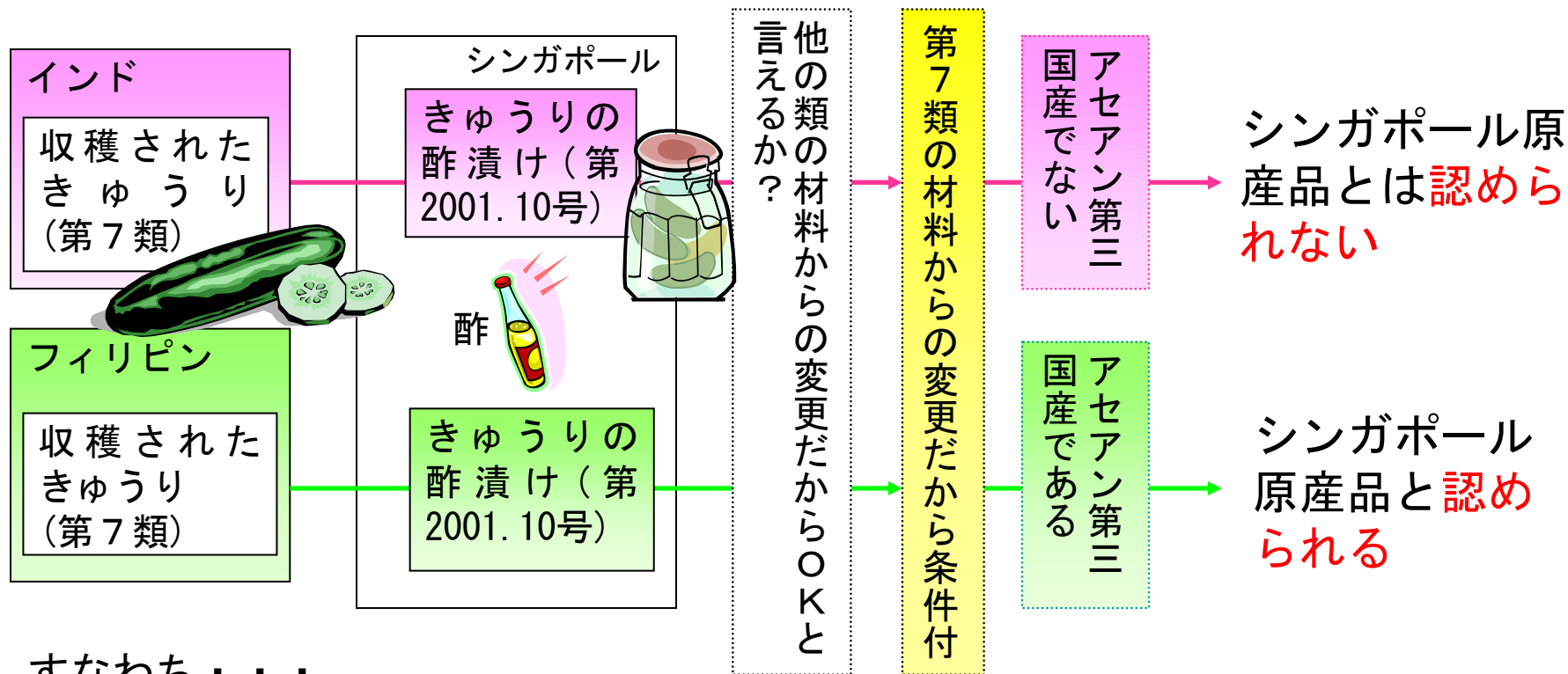
- ①太字の部分とその直後の青字のカッコ書き部分とが同等。
- ②下線を施した部分とその直後の青字のカッコ書き(斜体字)部分とが同等

原産地証明書の品名欄には、①「Food preparations cooked with a basis of sugar (50% by weight or more), coconut milk and egg, and put up in containers for retail sale, by weight of 500g or less each including container, indicated with “P” in column 4 of Annex I B」及び②「Each of the non-originating materials of chapter 17 which was used in the production of the good had been refined entirely in the importing Party.」と記載される(ただし、②は第17類の非原産材料が産品の生産に使用された場合に限り記載される。)

附属書Ⅱ A 一品目別規則の具体例

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

・ 第2001.10号：他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）



すなわち・・・

材料であるきゅうり(第7類)は、アセアン加盟国である第三国において「収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産され」なければならない。

附属書Ⅱ A 一品目別規則の具体例

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

原産地証明書の品名欄に以下が記載される。

第16類、第18類から第20類までの産品：

「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」

第19類又は第20類の産品であって、当該産品の生産に第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類のアセアン第三国の非原産材料の使用を認めるもの

①「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び

②「(上記の材料名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」

第50類から第63類の産品：

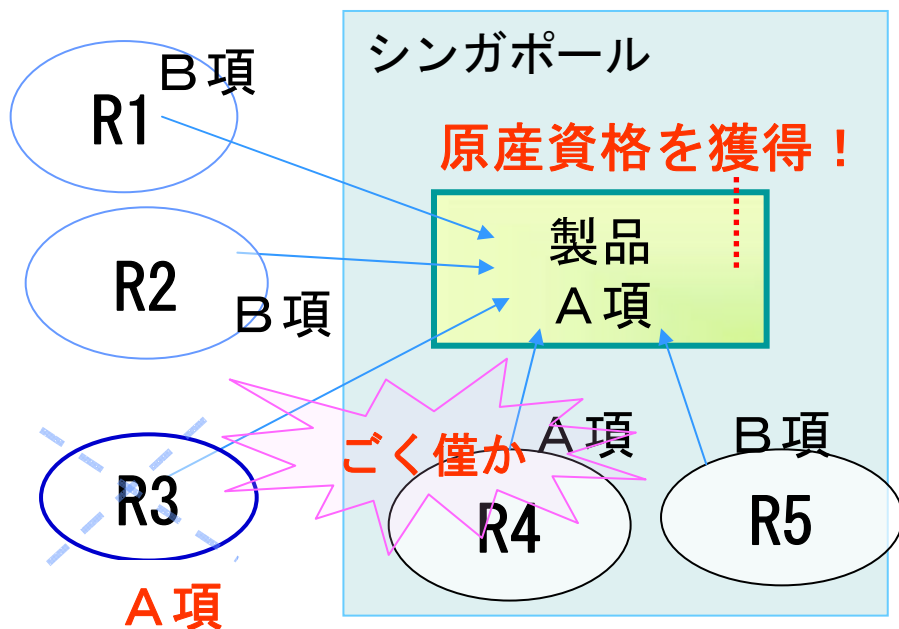
「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」



「ASEAN」と記載することが可能



僅少の非原産材料 (協定第25条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準 (例えば「他の項の材料からの変更」) を満たさない場合であっても、附属書 II A に定める特定の割合を超えなければ (=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



その結果、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

特定の割合 - 附属書 II A (品目別規則) 第 1 節 3.

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 第 1 類～第 19 類、第 22 類～第 27 類 | : 適用なし |
| 第 20 類～第 21 類 | : 当該製品の価額の 7% を超えない |
| 第 50 類～第 63 類 | : 当該製品の重量の 7% を超えない |
| 第 28 類～第 49 類、第 64 類～第 97 類 | : 当該製品の価額の 10% を超えない |

ご不明の点があれば・・・

- ・ 改正後の日シンガポール経済連携協定附属書Ⅱ A 及びⅡ B の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

附属書Ⅱ A http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/pdfs/f_kaisei_a.pdf

附属書Ⅱ B http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/pdfs/f_kaisei_b.pdf

適用税率等の E P A 関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm) からご覧いただけます。

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。